令和5年度若桜町一般会計決算における引上げ分の地方消費税交付金 (社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日からの消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされています。

(歳入) •地方消費税交付金 66,722 千円

(うち社会保障財源分) 38,456 千円

(歳出)・社会保障施策に要する経費 133,865 千円

(うち一般財源) 43,081 千円

【社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

				財	源 内	訳	
				特定財源			
事 業 名		経 費	国県支出金	地方債	その他	一般財源	うち社会保 障財源分化 の地方消費 税交付金
社会福祉費	老人福祉費	7,389	579			6,810	6,740
	特別医療対策費	16,388	7,040		2,016	7,332	6,710
	障がい者福祉費	110,088	81,113		36	28,939	25,006
合計		133,865	88,732	0	2,052	43,081	38,456